

平成29年7月26日

(一財) 関東貸切バス適正化センター

貸切バス事業者への巡回指導を開始します

～ 安全・安心な貸切バスの運行の実現に向けて ～

(一財) 関東貸切バス適正化センターでは、貸切バス事業者への巡回指導の開始に伴い、「巡回指導出発式」を開催します。

一般貸切旅客自動車運送適正化機関である、一般財団法人関東貸切バス適正化センターでは、道路運送法第43条の3第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者への指導として、貸切バス営業所を訪問し、国の監査に準じた法令遵守状況の確認・改善指導を行うための巡回指導を平成29年8月9日より開始します。

なお、巡回指導の開始にあたり、下記のとおり「巡回指導出発式」を開催しますので、お知らせいたします。

記

日 時：平成29年8月9日（水）9：30～10：30 ※9時から受付開始

場 所：埼玉県トラック総合会館 屋外駐車場（埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-299-3）

※雨天の場合は、同会館の会議室に変更する場合がございます。

主 催：一般財団法人 関東貸切バス適正化センター

来 賓：関東運輸局、埼玉運輸支局、各都県バス協会、バス事業者団体、運輸関係団体、
独立行政法人自動車事故対策機構 等

次 第：①開会 ②主催者挨拶 ③来賓挨拶 ④巡回指導車出発 ⑤閉会

※次第は予定であり、変更される場合がございます。

以上

※取材をご希望される場合は、「取材申込書」に必要事項を記載のうえ、当センターあてにFAXで送付願います。（「取材申込書」は、当センターのホームページ上でダウンロードが可能です。）

※巡回指導先の貸切バス営業所での取材についてもご相談に応じます。

※適正化機関及び巡回指導の概要については、別紙をご覧ください。

<お問合せ先>

一般財団法人 関東貸切バス適正化センター

担当 小倉・大柴

TEL 048-640-3211

FAX 048-640-3212

法人概要

- ◆ 設立日 平成29年4月3日
- ◆ 設立者 一般社団法人 神奈川県バス協会
- ◆ 代表者 鷹箸 有宇壽 (前 運輸審議会会長)
- ◆ 事業 一般貸切旅客自動車運送適正化事業 (国土交通大臣指定機関)
- ◆ 事務所 埼玉県トラック総合会館内 (埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目299番地3)
- ◆ 管轄区域 東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・群馬県・栃木県・山梨県

設立経緯

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、このような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」のとりまとめ。

平成28年12月2日には、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて、適正化事業実施機関が巡回指導等を行うための負担金徴収制度の創設等の措置を講ずる「道路運送法の一部を改正する法律」が成立。

これを受けて、平成29年4月3日にバス事業者団体により設立された「一般財団法人 関東貸切バス適正化センター」より、上記の巡回指導等を行うため、道路運送法第43条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送適正化事業実施機関の指定申請がなされ、同条同項に基づき、平成29年5月12日に指定。

● 軽井沢スキーバス事故の発生

発生日:平成28年1月15日

・**乗客乗員15名死亡**、乗客26名重軽傷

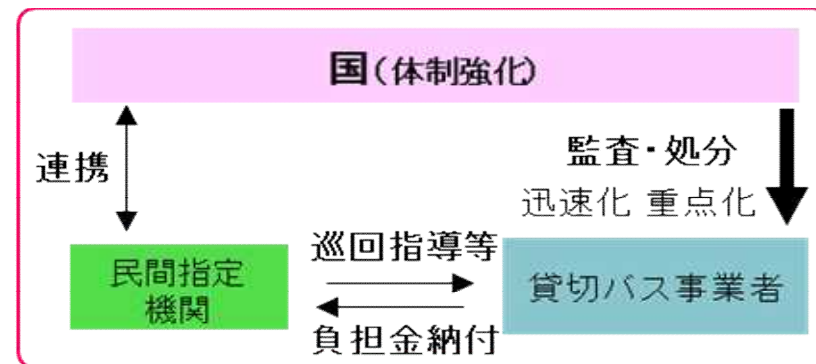


総合的な対策5つの柱

- (1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化
- (2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除等
- (3) **監査等の実効性の向上**
- (4) 旅行業者、利用者等との関係強化
- (5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

道路運送法の一部を改正

貸切バス事業者に対して **民間指定機関による巡回指導等**を行うため、当該機関による貸切バス事業者からの **負担金徴収の制度を創設**



適正化機関の役割

○ 国は悪質事業者に対して重点的に監査を行うこととし、これを可能とするため、適正化機関を活用することにより、すべての貸切バス事業者をチェックして悪質事業者を洗い出す。

運輸局・支局
悪質事業者等に対する監査を重点的に実施

- 適正化機関からの通報事業者
 - ・ 法令違反の疑い、改善の未実施 等
- 下記の事項に該当する事業者
 - ・ 死亡事故、社会的影響の大きい事故
 - ・ 悪質違反（酒気帯び、過労運転等）
 - ・ 公安委員会、労働局等からの通報
 - ・ 新規事業者
- 重大事故に結びつく違反により、継続的に監視すべき事業者
 - ・ 過労運転に係る違反
 - ・ 運転者の指導・監督の未実施
 - ・ 下限割れ運賃による運行
 - ・ 法令違反を繰り返す事業者 等

適正化機関
国の監査の補完等のため巡回指導を実施

H29.8月～

- 貸切バス事業者に対する巡回指導の実施
 - ・ 関東管内の約1,600者を対象に原則年に1回巡回指導を実施（ただし一定の要件を満たす安全優良事業者及び国が監査を実施する事業者については運輸局と調整）。
 - ・ 貸切バス事業者への巡回指導を行うことにより、国の監査機能を補完するとともに、自主的改善を促進。
 - ・ 適正化事業の実施に必要な経費に充てるため、貸切バス事業者から負担金を徴収。

悪質事業者の通報

改善状況の確認
(監視対象事業者)

許可取消を含む行政処分等の実施

改善状況の継続的な確認
(監視対象事業者を除く)

貸切バス事業者に対する巡回指導の概要

○ 関東貸切バス適正化センターは、国が行う監査を補完するため、国の監査対象事業者以外の事業者を対象に巡回指導を実施し、業界の自主的改善を促進することにより、貸切バス事業における事故防止を徹底し、業界全体の安全意識の向上を図ることを目的とする。

